

鳥取県告示第823号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町神垣字東ヶ滝谷642から644まで、字本谷653、653の2、653の3、654、字桑ノ木作653の1、字新物675、675の1、字奥湯谷673、674、676、677、681から683まで、字湯谷蔭平688、689、字大地戸山568の1、568の2、569の1、569の2、570から575まで、578、579、580の2、581、589、590の1、590の2、592、594、597、600、603、604、字松尾山西平605から608まで、松尾西平610、611の1、612の1、613、字松尾谷東平621、622、624、626、627、629の1、字畑山576、字カシ谷576の1、577、国府町高岡字三度山916の5、916の7から916の10まで、字マムシ谷917、917の1、字大山935、935の1、字巖谷944の1から944の4まで、字大柳内平946の2、国府町雨滝字河合谷956の3、国府町下木原字葦原谷頭245、字葦原北平246の2、字築北平247の1、字滝ノ口平249の1、国府町木原字築山319の1から319の4まで、国府町上地字黒滝608の7、872の2、873の1、873の2、874、875

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）